尼崎市屋外広告物条例等の一部改正について

第1 はじめに

本市では、良好な景観・風致を維持し、また、公衆に対する危害を防止することを目的として、尼崎市屋外広告物条例(以下「条例」といいます。)および尼崎市屋外広告物条例施行規則(以下「規則」といいます。)を制定し、屋外広告物についての規制・指導を行い、これまで一定の成果を上げてきました。

そのような中、本市では、地域の活性化とさらなる魅力の向上を図るため、様々なイベントの実施や公共施設の包括管理など、市民・事業者等の多様な主体と連携したまちづくりや鉄道駅を中心としたエリアごとの特色を生かした事業の取組を推進しているところです。今後、この取組をさらに進めるため、公共施設を活用した地域の活性化や、自治会等が行う公共的な活動の財源の確保にも取り組む必要があります。

さらに、条例および規則の施行から、10年以上が経過し、現行の屋外広告物の設置の許可基準が、近時の屋外広告物の設置のニーズに適合しない部分がみられるようになりました。

こうした課題に対応すべく条例及び規則を改正します。

第2 現行の条例および規則の改正の必要性

(1) 民間事業者の屋外広告物の公共施設への設置について

地域の活性化・魅力向上等を実現するうえで、民間事業者の屋外広告物を公共施設に設置し、活用することができるよう、民間事業者の屋外広告物の公共施設への設置を一律に禁止する条例の規定の適用の緩和を行う必要がある。

(2) 自治会等による民間事業者の屋外広告物の禁止地域への設置について

地域の活性化・魅力向上を実現するうえで、自治会等の多様な主体が民間事業者の屋外広告物を活用して公共的な取組を行うことができるよう、条例に定める屋外広告物の設置禁止地域の適用の緩和を行う必要がある。

(3) その他の条例の制度について

許可期間、管理者の住所要件等の条例上の制度のうち、屋外広告物の設置者に過度な 負担となっている可能性がある部分について、その内容の見直しを行う必要がある。

4) 規則に定める許可基準について

規則に定める屋外広告物の設置の許可基準のうち、近時の屋外広告物の設置のニーズに照らして、規制の内容が過度となっている可能性がある部分について、その内容の見直しを行う必要がある。

第3 本市の条例および規則について

1 「屋外広告物」の定義・種類

(1) 定義

屋外広告物法第2条第1項

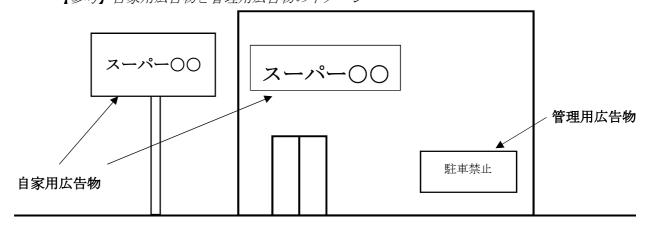
「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

- → 一言でいえば、屋外で公衆から見えるように設置されている看板、貼り紙類。
- → 屋外広告物に当たらないものの例 街頭で配布されるビラ (×常時又は一定の期間継続して表示)、建物の中に表示されている広告物 (×屋外)、竿竹屋の音声広告 (×掲出・表示)

(2) 種類

本市では、屋外広告物を次のように区別している。

- ア 「自家用広告物」・・・自己の名称、店名、営業内容等を表示するために、自己 の敷地内に設置する屋外広告物
- イ 「管理用広告物」・・・自己の所有・管理する建物等の管理上の必要に基づき設 置する屋外広告物
- ウ 「非自家用広告物」・・・自家用広告物・管理用広告物以外の屋外広告物 【参考】自家用広告物と管理用広告物のイメージ



2 屋外広告物を規制する目的

条例第1条

(この条例の目的)

第1条 この条例は、屋外広告物について必要な規制を行うことにより、良好な景観の形成若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するとともに、広告物等と地域環境との調和を図るための施策を推進することにより地域の良好な景観の形成に資することを目的とする。

→ 一言でいえば、①良好な景観・風致の維持と②公衆に対する危害の防止(安全の確保)の観点から、規制を行っている。

3 本市における規制の内容

(1) 「禁止地域」の設定

景観上、安全上の観点から、禁止地域を設定している。禁止地域では、原則として 屋外広告物の設置は禁止されている。

禁止地域の例・・・いわゆる住居専用地域、文化財として指定された建築物等からの 周囲50メートルの範囲、官公署、図書館、公民館など

(2) 「許可制度」の実施

一定規模以上の屋外広告物を設置しようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととしている。

条例第8条

(許可)

第8条 市の区域内において、屋外広告物を表示し、又は設置しようとする者は、市 長の許可を受けなければならない。

市長が許可を行う際の許可基準は、条例の委任を受けた規則で定めている。規則には、 全ての屋外広告物が適合しなければならない「共通基準」と屋外広告物の種類ごとに適 合しなければならない「個別基準」の2種類が存在する。

ア 共通基準の例・・・蛍光塗料や反射光の強い塗料を使用しないこと、発光する屋外 広告物の表示面積の合計は40平方メートル以下とすること、 など。

- イ 個別基準の例・・・壁面利用の屋外広告物
 - (ア) 表示面積の合計 壁面の5分の1以下(商業地域は4分の1以下)とすること。
 - (イ) 広告物の高さ 47メートル以下(商業地域は52メートル以下)とすること。
 - (ウ) 表示方法 ・壁面の外郭線から突出させないこと。
 - ・窓又は開口部をふさがないこと。
 - ・意匠 (デザイン) が同一のものにあっては、 1つの壁面に1枚までとすること。

第4 改正の内容

1 【条例】公共施設への民間事業者の屋外広告物の設置を可能とするための改正

(1) 現行の条例

本市では、庁舎、都市公園、道路等の公共施設を屋外広告物の設置の禁止地域とし、 原則として屋外広告物の設置を禁止している。

(禁止地域等)

第15条 次の各号に掲げる地域及び場所(以下「禁止地域等」という。) においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (6) 道路、鉄道、軌道及び索道の区間並びにこれらから展望することができる地域 のうち、市長が指定する区域
- (7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域及 びその他の公園、緑地等の公共空地のうち、市長が指定する区域
- (8) 河川、運河、水路、池沼、海浜及びこれらの付近の地域のうち、市長が指定する区域
- (9) 港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域のうち、市長が指定する区域
- (10) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便 所の敷地

(2) 規制の趣旨

庁舎、都市公園、道路等の公共施設は、不特定多数の者の利用が想定され、かつ、景観における「オープンスペース」としての機能も有していることなどから、安全上・景観上の観点から屋外広告物の設置を一律に禁止している。

(3) 改正の必要性

本市では、地域の活性化とさらなる魅力の向上を図るため、様々なイベントの実施や公共施設の包括管理など、市民・事業者等の多様な主体と連携したまちづくりや鉄道駅を中心としたエリアごとの特色を生かした事業などの取組を推進しているところです。今後、この取組をさらに進めるためには、広場や公園などの公共施設に民間事業者の屋外広告物の設置を認め、これらの公共施設およびその周辺の地域をより活性化させていく必要があることから、民間事業者の屋外広告物の公共施設への設置を一律に禁止している現行の条例の規定について、その本来の趣旨を踏まえつつ、その規制内容の一部を緩和する必要がある。

また、公共的な活動等を継続していくためには、その財源確保の観点から、民間事業者の屋外広告物を公共施設の敷地内に設置することが可能となるようにする必要がある。具体的には、公共施設の余剰空間に、公共施設の管理者が民間事業者の屋外広告物の設置を認め、その民間事業者から支払われる広告料を公共的な活動等の実施に要する費用に充てることが想定される。

(4) 改正の内容

公共施設の敷地内に民間事業者の屋外広告物が設置される場合は、ガイドライン(後述)に基づく開発指導課の関与のもと、施設管理者が、施設の特性、周辺の景観、まちなみ全体に与える影響を考慮し、屋外広告物の内容、規模、設置場所等を決定することとする。このように、具体的な諸条件を考慮し、景観及び安全に配慮して設置される屋外広告物で、その広告料を本市の施策の実施に要する費用に充てるものについては、現行の条例の規定(要許可、総表示面積の規制、禁止地域)の適用を除外する。

公共施設に設置する民間 事業者の屋外広告物



「その広告料を本市の施策の実施」 に要する費用に充てるもの」であれば、適用除外。

許可不要、禁止地域に設置可能。

ガイドラインに 基づく景観・安全 面の事前チェッ クあり。

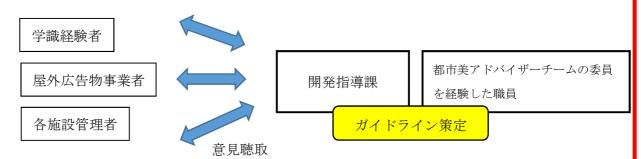


歩道橋に民間事業者等の屋外広告物の設置を認めた事例(天王寺駅前歩道橋)

(5) ガイドラインの策定

公共施設に設置される民間事業者の屋外広告物が、景観と安全に配慮した公共施設にふさわしいものとなるよう、学識経験者、屋外広告物設置業者、公共施設管理者等の意見を踏まえ、「ガイドライン」を策定する。公共施設に民間事業者が屋外広告物を設置するに当たっては、この「ガイドライン」を基本として、景観や安全に配慮した公共施設にふさわしい屋外広告物の設置を誘導することとする。

【参考】ガイドラインの策定のイメージ



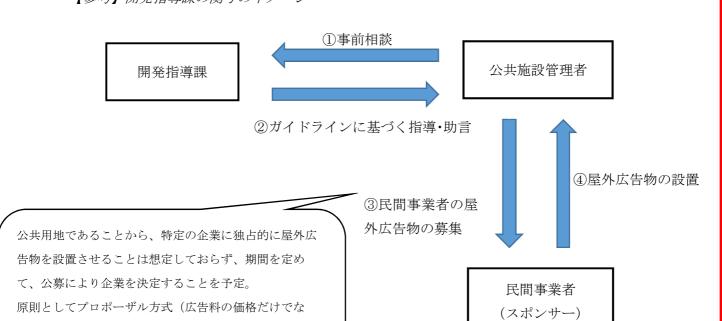
(6) 開発指導課の関与

民間事業者の屋外広告物の公共施設への設置に当たっては、開発指導課が関与することで、景観や安全に配慮した公共施設にふさわしい屋外広告物の設置を誘導することとする。

【参考】開発指導課の関与のイメージ

く、周囲の景観との調和やにぎわいの創出への寄与度当

を総合考慮する方法)による決定を行う。



2 【条例】自治会、商店街振興組合等が民間事業者の屋外広告物を禁止地域内に設置 することを可能とするための改正

(1) 現行の条例

本市では、いわゆる住居専用地域等は屋外広告物の禁止地域とされ、原則として屋外 広告物の設置を禁止している。

(禁止地域等)

第15条 次の各号に掲げる地域及び場所(以下「禁止地域等」という。) においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域・・・

(2) 規制の趣旨

住居専用地域等は、景観および安全に配慮した良好な住環境の確保を図る必要があるため、原則として屋外広告物の設置を禁止している。

(3) 改正の必要性

本市では、公園の自主管理をお願いしている自治会等への財政的支援の観点から、その自治会等に公園への自動販売機の設置を認め、その収益を公園の管理費用に充てることができる制度の構築を行うなど、地域の活性化や魅力の向上のための取組を推進している。今後、この取組をさらに進めるため、自治会、商店街振興組合、株式会社等が、地域の催しの実施、ベンチや防犯カメラの設置等の公共的な取組を行う場合には、その財政的支援として、低層住居専用地域等の禁止地域内に民間事業者の屋外広告物を設置することを認め、その広告料を公共的な取組の費用に充てることができるようにする必要がある。現行の条例の規定では、民間事業者の屋外広告物を自治会等が禁止地域内に設置することは一切禁止されていることから、この規定を緩和する必要がある。

(4) 改正の内容

民間事業者の屋外広告物で、<u>その広告料が自治会等の公共的な取組に要する費用に</u> <u>充てられるものについては、条例の規定(禁止地域)の適用を除外する。</u>ただし、この ような屋外広告物の設置をしようとする自治会等は、あらかじめ本市の許可を受けな ければならない。

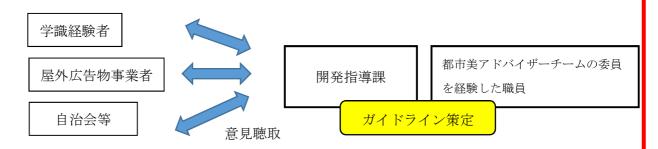
追記

なお、上記の屋外広告物の選定に当たっては、①公募によるなど公平性・透明性を確保すること、②景観と安全に配慮した屋外広告物とすることを自治会等に十分に説明することとする。また、広告料が公共的な取組の費用に充てることも事前に確認する。

(5) ガイドラインの策定

自治会等が設置する民間事業者の屋外広告物については、規則に定める基準により、 規模、数量等の制限を行うほか、景観と安全に配慮した屋外広告物とするため、ガイド ラインを策定し、当該ガイドラインに沿って屋外広告物の設置を行うよう指導等を行 う。なお、このガイドラインについても、学識経験者、屋外広告物事業者、自治会等の 意見を踏まえて策定する。

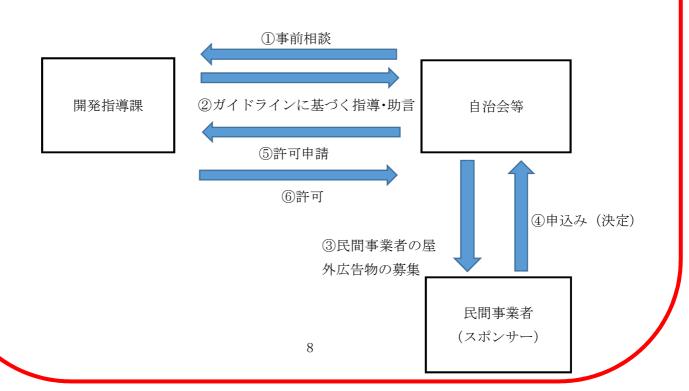
【参考】ガイドライン策定のイメージ



(6) 設置の許可等の手続

規則に定める基準(次頁)に基づく許可制度により、屋外広告物の乱立を防止するとともに、開発指導課から景観面や安全面の指導等を行う。また、民間事業者(スポンサー)の決定に当たっては、公募によるなど、公平性・透明性の確保を図るよう指導を行う。

【参考】開発指導課の関与のイメージ



【参考】禁止地域内における自家用広告物の許可基準

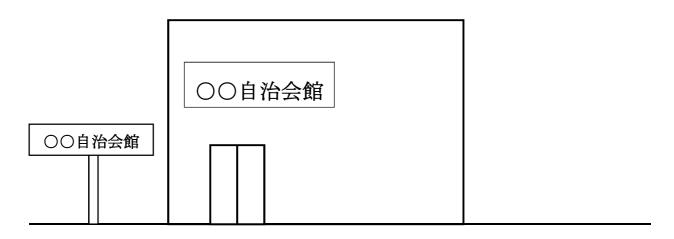
現在、禁止地域内では、自家用広告物に限り、下記の表に定める基準に適合し、市長の 許可を受けている場合はその設置が可能。今回の改正後は、いわゆるスポンサー広告につ いても、下記の表に定める基準に適合し、市長の許可を受けている場合はその設置が可能 となる。

区分	許可基準
第1種禁止地域等	【表示面積】10平方メートル以下、3基以下
(文化財保護法の	【場所】屋上利用のもの、壁面から突出するものは禁止
指定建造物等から	【高さ】建植広告物の高さは5メートル以下
50メートル以内	【色彩】彩度の高い色(マンセル値10以上)は2色以下等。
の区域)	【表示方法】ネオンサイン等の使用及び光源の点滅の禁止等
	※上記の基準に適合し、かつ、屋外広告物の種類ごとに定める基準
	に適合する必要あり。
第2種禁止地域等	【表示面積】20平方メートル以下、4基以下
(第1種・第2種	【場所】屋上利用のものは原則禁止
低層住居専用地	【高さ】建植広告物の高さは7メートル以下
域、第1種・第2	【色彩】彩度の高い色(マンセル値10以上)は2色以下等。
種中高層住居専用	【表示方法】ネオンサイン等の使用及び光源の点滅の禁止等
地域、公共施設	【その他】屋外広告物の種類ごとに定める基準
等)	※上記の基準に適合し、かつ、屋外広告物の種類ごとに定める基準
	に適合する必要あり。
第3種禁止地域等	【表示面積】30平方メートル以下、5基以下
(高速道路の路端	【高さ】建植広告物の高さは10メートル以下
から200メート	【色彩】彩度の高い色(マンセル値10以上)は2色以下等。
ル以内の範囲で、	【表示方法】ネオンサイン等の使用及び光源の点滅の禁止等
高速道路上から視	※上記の基準に適合し、かつ、屋外広告物の種類ごとに定める基準
認可能な地域等)	に適合する必要あり。

【参考】自治会、商店街振興組合等が公共的な取組を行う際の費用を獲得する目的で、市 長の許可を受けて設置する屋外広告物の例

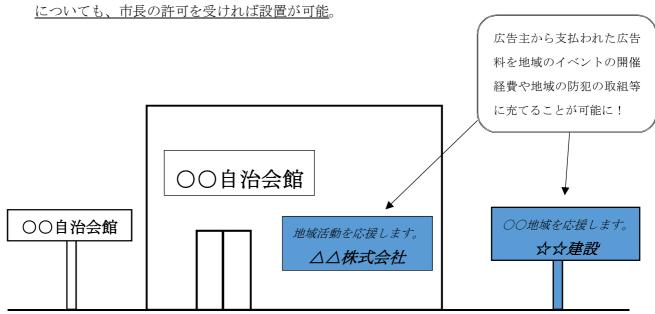
~現行~

- (例) 低層住居専用地域内に自治会が所有・管理する施設がある場合
- →低層住居専用地域は屋外広告物の設置の禁止地域であるが、<u>自己の名称を表示するも</u> の(自家用広告物)であれば、一定の規模で設置が可能。



~改正後~

- (例) 低層住居専用地域内に自治会が所有・管理する施設がある場合
- →低層住居専用地域は屋外広告物の設置の禁止地域であるが、<u>自治会が公共的な取組を</u> 行う際の費用を獲得する目的で設置を希望する屋外広告物(自家用広告物に非該当)



3 【条例】その他の制度の改正

(1) 屋外広告物の設置に係る許可期間の延長

ア 現行の条例

屋外広告物の設置の許可の期間は、2年以内としている。

(許可の期間及び条件)

第11条第2項 許可の期間は、2年以内において市長が定める。

イ 規制の趣旨

屋外広告物は常時風雨に晒されるものであり、劣化等のおそれがあることから、2 年以内に許可の更新を義務付け、その更新時に屋外広告物の自主点検を促すことと している。

ウ 改正の必要性

上記のとおり、屋外広告物は常時風雨に晒されるものではあるものの、近時の調査では、屋外広告物の劣化が大幅に進行するのは設置の約10年後からであるとされている。最長でも2年という短い期間で許可の更新を義務付けるのは、屋外広告物の設置者にとって過度の負担となる可能性がある。

エ 改正の内容

許可期間を「2年以内」から「3年以内」に改める。上記のとおり、屋外広告物の 劣化が大幅に進行するのは設置の約10年度からであるとされているが、①屋外広 告物ごとに個体差があること、②国のガイドラインにおいて3年以内の許可の更新 が望ましいとされていること、③「3年以内」としている他の自治体においても特段 の支障が生じていないこと等を総合考慮し、本市においても「3年以内」とすること とする。また、一定の規模以上の屋外広告物(高さが4メートルを超えるもの等)で、 その設置から9年が経過したもの(3回目の許可更新)については、屋外広告士、屋 外広告物点検技能講習修了者等による点検を義務付ける。

削除

(2) 許可番号等の記載義務の廃止

ア 現行の条例

屋外広告物の設置の許可を受けた者は、①許可を受けている旨、許可の番号および 許可期間が満了する日をその屋外広告物の表示面等に記載して表示しなければならない。

(許可の表示)

第12条 第8条文は第18条第3項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る広告物等に、当該許可を受けた旨の表示をしなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

イ 規制の趣旨

本市による行政指導上の便宜および屋外広告物の設置者の許可期間の失念防止の 観点から、屋外広告物自体に上記アの①から③までの記載を義務付けるものである。

ウ 改正の必要性

本市では、現在、地図情報データベースのマッピンク機能を活用した屋外広告物の位置の把握・管理を行っており、屋外広告物目体の記載により行政指導の要否を判断する必要はなく、また、設置者とおいても許可書により許可期間等を確認することは可能であり、屋外広告物目体に許可番号等を記載する必要はない。また、許可番号等の記載は「屋外広告物の意匠を損なう」・「記載にコストがかかる」という事業者にしてのデメリットの側面もある。

エ 改正の内容

許可番号等の記載義務についての規定を削除する。

(2) 屋外広告物の管理者の住所要件の緩和

ア 現行の条例

屋外広告物の設置者は、市内に住所、事業所等を有しない場合、市内または本市に 隣接する市に住所を有する者を広告物管理者として選任しなければならない。

(広告物等管理者の設置等)

第20条第2項 広告物等を表示し、又は設置する者は、市内に住所、事業所 又は営業所を有しない場合においては、市内又は本市に隣接する市に住所を有 する者を広告物等管理者としなければならない。

追記

※管理者の業務及び資格(現行)

- ●業務・・・次の(a)・(b)の業務
 - (a) 日常点検として屋外広告物に異常がないかの確認を行う。
 - (b) 屋外広告物の倒壊、落下等があり、また、その可能性がある場合に、 現場に駆け付けて状況を確認するとともに、屋外広告物事業者に連絡 をするなど、迅速に危険を回避する措置を講じる。
- ●資格・・・尼崎市・西宮市・伊丹市・大阪市・豊中市に住所を有する個人である こと。ただし、次に掲げる屋外広告物を設置する場合には、屋外広告物 士、建築士、電気工事士等のいずれかの資格が必要。
 - (a) 建植広告物で高さが 4 メートル超、表示面積 1 0 平方メートル超のもの
 - (b) 建築物を利用する広告物で表示面積が5平方メートル超のもの
 - (c)アーチを利用するもの
 - (d) 街路灯に添架するもの

イ 規制の趣旨

日常点検のほか、屋外広告物の倒壊、落下等があったか、そのおそれがある場合に、 迅速にその対処を行うことができるよう、「市内または本市に隣接する市に住所を有 する者」を広告物管理者として選任しなければならないこととしている。

ウ 改正の必要性

近時の交通事情を勘案した場合、「市内または本市に隣接する市に住所を有する者」でなければ必ずしも上記の趣旨を達成することができないとはいえない。 そうすると、広告物管理者たり得る者の要件を緩和してもよいのではないか。

エ 改正の内容

従来の「市内または本市に隣接する市に住所を有する者」のほか、<u>「自動車または</u> 鉄道を利用した場合に概ね1時間以内で本市に到達可能な場所に住所を有する者」 を広告物管理者として選任することができるようにする。

4 【規則】現行の許可基準の改正

(1) 壁面利用の屋外広告物

ア 現行の規則

壁面利用の屋外広告物を設置する場合、意匠(デザイン)が同一の屋外広告物は、1つの壁面に1枚までとしなければならない。

別表第1 2 個別基準(2) 壁面を利用するもの第3項

(3) 意匠が同一のものにあっては、1壁面に1枚(基)とすること。

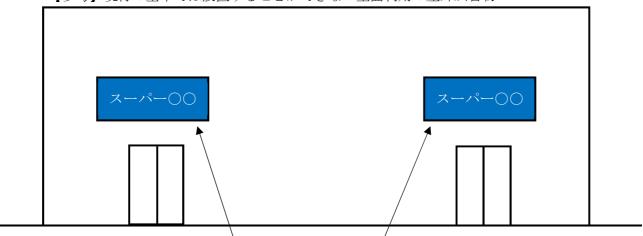
イ 規制の趣旨

1つの壁面に同一の意匠の屋外広告物が多数設置されることにより、良好な景観の形成を阻害することを防止するものである。

ウ 改正の必要性

比較的大規模な商業施設においては、<u>1つの壁面に複数の出入口があることが多く、それぞれの出入口ごとに同一の意匠の屋外広告物を設置したいとのニーズがあ</u>るが、現行の規則の規定ではこれを行うことができない。

【参考】現行の基準では設置することができない壁面利用の屋外広告物



いかなる場合であっても、1つの壁面に同一の意匠の屋外広告物を設置 することを認めないのは、事業活動を過度に制限するおそれがある。

エ 改正の内容

今後も1つの壁面に同一の意匠の屋外広告物は1枚までとすることを原則とするが、次のいずれかに該当する場合には、1つの壁面に同一の意匠の屋外広告物を設置することを認めることとする。

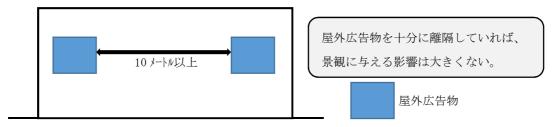
- (7) 同一意匠の屋外広告物の相互間の距離が10メートル以上確保されている場合
- (イ) 出入口に付属する店舗名等の屋外広告物である場合
- (ウ) 水平に一定の間隔で設置される帯状の屋外広告物 (テント庇、窓面等に一定の

間隔で水平に設置されたもの)である場合

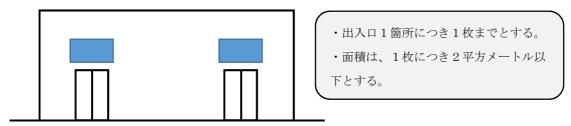
(エ) 管理用広告物である場合

【参考】1つの壁面に同一の意匠の屋外広告物を設置することができる場合

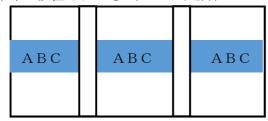
(ア) 同一意匠の屋外広告物の相互間の距離が10メートル以上確保されている場合



(イ) 出入口に付属する店舗名等の屋外広告物である場合

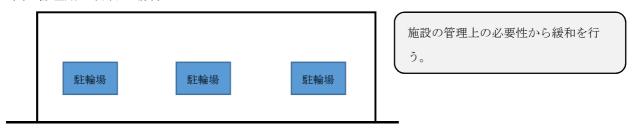


(ウ) 水平に一定の間隔で設置される帯状の屋外広告物(テント庇、窓面等に一定の間隔で 水平に設置されたもの)である場合



- ・1 つの壁面に帯状の屋外広告物は1種類までとする。
- ・帯の高さ(幅)は、0.3メートル以下とする。

(エ) 管理用広告物の場合



(2) 屋上利用の屋外広告物

ア 現行の規則

屋上利用の屋外広告物を設置する場合は、支柱や骨組みが露出しないようルーバー等により遮蔽しなければならない。

別表第1 2 個別基準(1) 屋上を利用するもの第4項

(2) 支柱及び骨組みが露出しないようルーバー等により遮蔽すること。

イ 規制の趣旨

景観上の美観維持の観点から、支柱や骨組みが露出しないようルーバー等による 遮蔽を義務付けているものである。

【参考】現行の基準では設置することができない屋上利用の屋外広告物等



変更

ウ 改正の必要性

ルーバー等による支柱や骨組みによる遮蔽は、屋上を利用する屋外広告物の意匠的なバランスや、広告物等の背後、または内部に建築設備等(高架水槽、クーリングタワー、受変電設備その他これらに類する建築物の屋上に設けられたものをいう。)がある場合など、景観上の美観維持の観点から必要な基準であるが、広告物等が小規模なものや切り文字状のものなど、ルーバー等の設置が実態として必要ではない状況も生じている。

エ 改正の内容

<u>支柱及び骨組みをルーバー等により遮蔽する対象から、次のいずれかに該当する</u> ものを除く。

- (a) 広告物等の高さが4メートル以下のもので、広告の表示が1方向のみであり、支柱および骨組みの部分の高さが、広告物等の高さの4分の1以下で露出が抑えられている場合
- (b) 広告物等の高さが 4 メートル以下のもので、広告の表示が切り文字の場合
- (c) 広告物等の支柱が単柱の場合
- (d) 支柱および骨組みの露出している部分の高さが、建築物外周部の立上り (パラペット) の高さを超えない場合

【参考】ルーバー等による遮蔽を必要としない屋上利用の屋外広告物

(a) 広告物等の高さが4メートル以下のもので、広告の表示が1方向のみであり、支柱および 骨組みの部分の高さが、広告物等の高さの4分の1以下で露出が抑えられている場合





(b) 広告物等の高さが4メートル以下のもので、広告の表示が切り文字の場合





(c) 広告物等の支柱が単柱の場合



(d) 支柱および骨組みの露出している部分の高さが、建築物外周部の立上り(パラペット) の高さを超えない場合



(3) 建植の屋外広告物

ア 現行の規則

建植の屋外広告物(地盤面に固定した支柱に広告板等を設置したもの)を設置する場合、1つの敷地内に2基以下としなければならない。

別表第1 2 個別基準(4) 自己の敷地に固定して設置するもの

2 数量 2基以下とすること。

イ 規制の趣旨

建植の屋外広告物は倒壊等の危険性があるうえ、これが多数設置された場合、良好な景観の形成を阻害する可能性があるため、設置可能な数量の制限を行っている。

ウ 改正の必要性

建植の屋外広告物の規模にかかわらず、一律に設置可能な数量を2基までとする のは、事業者に過度な負担となっている。

【参考】現行の基準では設置することができない屋外広告物



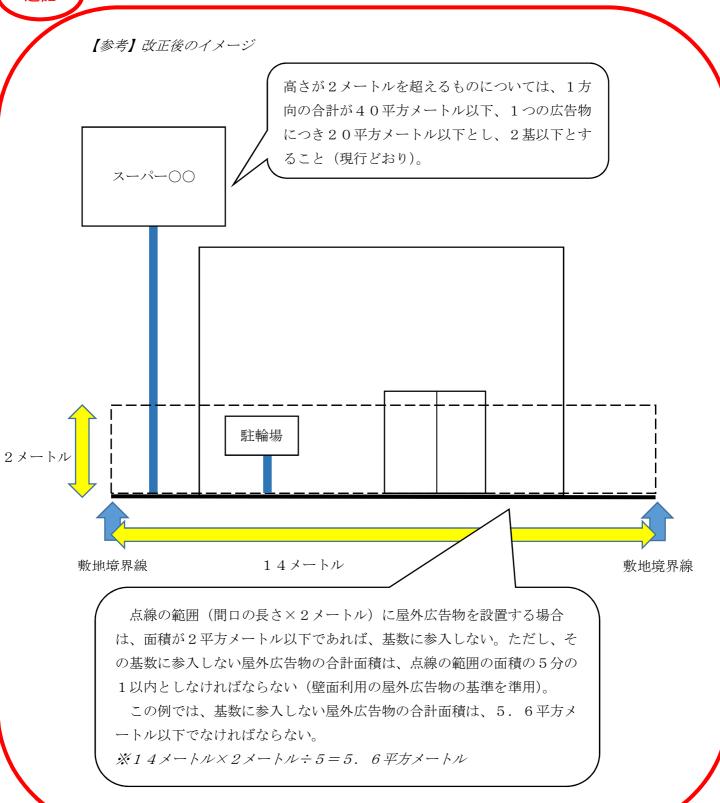
エ 改正の内容

建植の屋外広告物を設置する場合は、次の範囲内とする。

- (7) 同一方向の建植の屋外広告物の面積の合計が40平方メートルを超えないこと (1つの建植の屋外広告物の面積は最大20平方メートルとする。)。
- (イ) 数量は2基以下とするが、①小規模な建植の屋外広告物(面積が2平方メートルかつ高さが2メートル以下のもの)と②管理用広告物については、数量に参入しない。ただし、①と②については、表示面積の合計の制限あり(次頁参照)。







(4) 街灯利用の屋外広告物 (規則別表第1 2 個別基準(9))

ア 現行の規則

街灯利用の屋外広告物は、「商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示する ため」のものでなければならず、また、突出看板は街灯1本につき1個としなけれ ばならない。

別表第1 2 個別基準(9) 街灯を利用するもの

- 1 表示目的 商店街、自治会等が商店街名、町名等を表示するためのものとすること。
- 3 数量 街灯1本につき1個とすること。

イ 規制の趣旨

周辺の景観に与える影響を考慮し、表示目的を商店街名、町名等に限定した上で、数量も1個までとしている。

ウ 改正の必要性

近年、民間事業者において、街灯利用の屋外広告物の設置のニーズがみられると ころ、現行の規制内容(表示目的、数量)は厳格に過ぎる可能性がある。

【参考】現行の基準では設置することができない街灯利用の屋外広告物



設置目的が商店街名、地名等の表示ではな く、街灯1本に2個付属しているので、現 状本市では設置することができない。

エ 改正の内容

次のとおりとする。

変更

- (ア) 表示目的 → 自家用広告物に限る。
- (1) 数量 → 街 $\sqrt{1}$ 本につき $\sqrt{2}$ 個までとすること。ただし、 $\sqrt{1}$ 個当たりの面積は $\sqrt{1}$ 平方メートル以下とすること。

(5) 垣又は塀利用の屋外広告物

ア 現行の規則

垣又は塀利用の屋外広告物を設置する場合は、垣又は塀の1つの面につき2基 以下としなければならない。

別表第1 2 個別基準(15) 垣又は塀を利用するもの

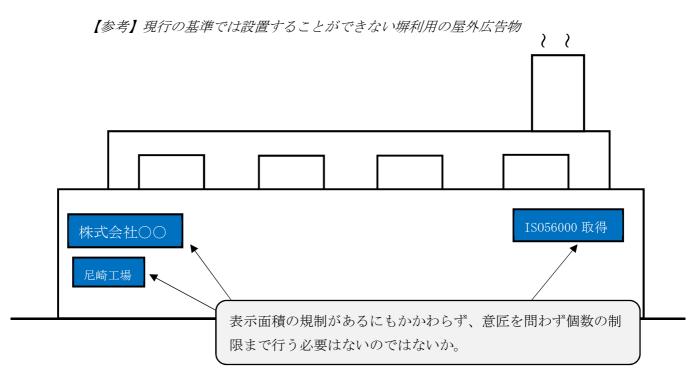
- 1 表示面積 表示面の4分の1以下とすること。
- 2 数量 1面当たり2個以下とすること。

イ 規制の趣旨

垣又は塀に多数の屋外広告物が設置されることにより、良好な景観の形成が阻害されることを防止するものである。

ウ 改正の必要性

垣又は塀利用の屋外広告物について、表示面積の規制が既にあり、意匠を問わず 個数の制限をする必要はないのではないか(壁面利用の屋外広告物ともバランス を失する。)。



エ 改正の内容

「1面当たり2個以下とすること」とする数量制限は廃止する。ただし、壁面利用の屋外広告物と同様に、1つの面に同一意匠の屋外広告物は1つまでとする(壁面利用の屋外広告物と同様の緩和措置はあり【14、15頁参照】)。

以上